

維持管理は大丈夫？ 命を守る「住宅用火災警報器」



みなさんのご家庭に「住宅用火災警報器（以下「住警器」）」は設置されていますか？

火災による死者の増加により、消防法が改正され、全ての住宅に住警器の設置が義務付けられています。まだ設置をしていないご家庭では早めの設置をお願いします。

また、住警器が設置してあっても、設置したまま維持管理をしないでいると、故障や不具合などにより、十分な働きをしない場合があります。

今回は、住警器の点検や清掃、交換など維持管理の方法について紹介します。この機会に、ご自宅の住警器を確認してみましょう。

※紹介する内容は一般的な例です。詳細はご利用の機種取扱説明書をご覧ください。



定期的に清掃・点検

▽清掃：

住警器に汚れやホコリが付くと、火災を感知しにくくなることや、誤作動を起こすことがあります。1年に1度は清掃をしましょう。

▽方法

よく絞った布で、住警器の外側の汚れを拭き取る

▽注意点

- 水洗い、分解をしない
- 有機溶剤を使用しない

▽点検：

住警器には、作動点検用の紐やボタンが付いています。1ヵ月に1度を目安に、最低でも1年に1度は点検をしましょう。



点検の際には、家族全員でどのような警報音が鳴るのかを確認しておきましょう。

▽点検時期の例

- 毎月〇〇日
- 清掃作業後

10年経ったら交換

住警器本体の寿命は約10年です。設置から10年が経過したものは新しいものに交換をしましょう。



▽交換時には

- 設置年月を記入しましょう。
- 作動点検を行いましょ。

住警器Q&A

Q なぜ設置が必要なの？

A 火災での死者の約90%が住宅火災で亡くなっており、その内約60%が逃げ遅れによるものと言われています。そういったことから、火災を早く知るために住宅用火災警報器の設置が必要です。

Q どんな種類があるの？

A 煙を感知するタイプと、熱を感知するタイプがあり、また、寝室や階段に設置が義務

付けられているものは、煙を感知するタイプです。中には火災を感知すると、他の感知器と連動するものもあります。また、有毒な一酸化炭素を感知する一酸化炭素警報器を併せて設置すると効果的です。

Q 住警器から音がする？

A 住警器には、故障や電池切れを知らせる機能が付いているものがあります。これらは「ピッ・ピッ」などの音で異常を知らせます。（音は機種によって様々です）このような音が鳴ったら、異常の内容を確認し、交換をするなどの対応をしましょう。

Q どんなものを買ったらいいの？

A 一定の基準を満たした住警器等には、「合格表示」や「NSマーク」が付付けられます。これらのマークが表示されたものを購入するようにしましょう。



「住宅用火災警報器保守点検事業」を始めます 郡上市ミニ行政パートナー事業

この事業は、郡上市が岐阜県電器商業組合郡上支部に住宅用火災警報器保守点検事業を委託して行います。

▽事業内容…市民のみなさんからの住警器に関する不具合や問い合わせに対して点検等を行います。身近な電器店と協力することにより、市民のみなさんが利用しやすい事業とし、住警器の普及啓発を図ります。

【不具合（例）】音が止められない・点検方法がわからない・電池交換ができない・取付方法がわからない等

▽費用…無料（点検以外の事項には別途費用がかかります）

▽依頼方法…消防本部、最寄りの消防署・所または市役所本庁舎及び各振興事務所にご連絡ください。

▽問い合わせ先…消防本部予防課 ☎67-1219

